

令和元年第4回定例会 総務文教常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和元年12月11日（水） 午前9時59分
2 場 所 市役所 第一委員会室
3 議 題 議第136号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
議第137号 村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第138号 村上市監査委員条例の一部を改正する条例制定について
議第139号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定について
議第140号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第141号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第142号 村上市新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院移転新築支援基金条例の一部を改正する条例制定について
議第143号 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第160号 令和元年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）
4 出席委員（8名）

1番 鈴木好彦君	2番 高田晃君
3番 小杉和也君	4番 板垣一徳君
5番 嵩岡輝夫君	6番 佐藤重陽君
8番 小杉武仁君	9番 鈴木いせ子君

5 欠席委員
なし
6 委員外議員
河村幸雄君 本間善和君 稲葉久美子君
渡辺昌君 鈴木一之君 竹内喜代嗣君
小田信人君 山田勉君
7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
8 オブザーバーとして出席した者
副議長 大滝国吉君
9 説明のため出席した者
副市長 忠聰君
総務課長 竹内和広君
同課参考事長 長谷部俊一君
同課人事管理室長 大滝誓生君（課長補佐）
同課総務管理室副参考事長 五十嵐博君
同課危機管理室長 竹内節夫君（課長補佐）

同課情報化推進室長	本間憲一君(課長補佐)
企画財政課長	東海林豊君
同課参考事	本間孝則君
同課企画政策室長	田中和仁君(課長補佐)
同課契約検査室長	小川智也君(課長補佐)
同課財務管理室長	榎本治生君(課長補佐)
同課財務管理室係長	近藤和久君
自治振興課長	山田和浩君
同課自治振興室長	前川龍也君(課長補佐)
会計管理者会計課長	大滝慈光君
消防防長	鈴木信義君
消防本部次長	小島邦広君
消防本部総務課長	倉松淳志君
選管・監査事務局長	佐藤直人君
監査委員事務局次長	鈴木一良君(課長補佐)
選挙管理委員会事務局次長	齋藤正栄君(課長補佐)
荒川支所長	小川剛君
神林支所長	石田秀一君
朝日支所長	岩沢深雪君
山北支所長	斎藤一浩君
教育長	遠藤友春君
学校教育課長	菅原明君
同課教育総務室長	船山幸文君(課長補佐)
同課教育総務室係長	中村繩子君
同課学校施設係副参考事	園部裕昭君
生涯学習課長	板垣敏幸君
同課課長補佐	加藤涉君
同課社会教育推進室長	太田秀哉君(課長補佐)
同課スポーツ推進室長	永田満君(課長補佐)
同課文化行政推進室長	吉井雅勇君(課長補佐)
同課教育情報センター長	大倉佳代君(課長補佐)

10 議会事務局職員

局長 小林政一
次長 内山治夫

(午前9時59分)

委員長(鈴木いせ子君)開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第136号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についてを議題とし、担当課長(総務課長 竹内和広君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長

皆さん、おはようございます。それでは、議第136号については、村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についてである。この本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行によって、令和2年4月1日から非常勤職員の適正な任用と勤務条件を確保することを目的に会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、その会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を定めるものである。おめくりいただきと条文のほうになるが、会計年度任用職員については、フルタイムで勤務する職員とパートタイムで勤務する職員の2種類となるが、第2条において、それぞれに支給する際の支出の名称が異なるために、その名称について定義を書かれたものである。本市においては、制度開始に当たりパートタイムのみでの任用をいたすので、報酬及び期末手当という支給の名称になるということを冒頭ご説明をさせていただく。第3条から第16条までは、実はフルタイムの会計年度任用職員に関する給料、それから各手当の、報酬でなくて給料、そして各手当の支給に関する例規を16条までに定めているが、第17条以降が私ども村上市で採用いたすパートタイムに係る任用職員の支出の方法等を定めたものである。そちらを中心にちょっとご説明をさせていただくが、おめくりいただいて、第17条については報酬、すなわちフルタイムでいうところの給料についての報酬について定めている。その以降、18条でその支給に関する規定。19条については、特殊勤務に係る報酬、フルタイムでいうところの手当である。特殊勤務に係る手当なのだが、パートタイムの場合は報酬という名称になるということで、その規定について定めさせていただいた。20条についても、同じく俗に言う時間外勤務手当を報酬として支払うその率等について記載をさせていただいたものである。めくっていたらしくと、第21条について、同じく休日に勤務した場合の報酬、それから22条については、夜間勤務にした場合に係る報酬という規定について、それらの率等について記載をさせていただいたものである。23条になると、今度期末手当ということで、2条でいうところの報酬及び期末手当ということで、その期末手当についての率等について定めさせていただいている。本市については、支給額については短時間再任用職員と同率の年間1.45月、それを2回に分けて100分の72.5という意味は0.25月である。それを支給するという規定になっている。なお、第24条以降については、24条は1時間当たりの報酬額、25条はそれが減額された場合の規定。それから、26条は費用弁償ということで、これについては俗に言う通勤手当である。これは、費用弁償として支払うという形になるし、27条については旅行と。要は出張である。出張の手当等について費用弁償という形で支払うという規定について定めたものである。なお、28条以降は、口座振振込とか控除の仕方とかの例を記載している。最後のページになるが、附則である。附則で本条例を制定する結果、改正が生じる条例について、附則の4以降、4では村上市公益法人等への職員の派遣に関する条例、それから5におきましては村上市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、6では村上市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、7で村上市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例、次ページになるが、8番で村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、それから最後に、9番で村上市職員の育児休業等に関する条例、10番で村上市職員の給与に関する条例、11番で村上市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例、12番で村上市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の9条例についても、本条例の制定により一部改正が生じるため、附則でその記

載をしたものである。以上である。

(質 疑)

佐藤 重陽

ちょっと幾つか教えていただきたいのだけれども、どうも私理解できていない。何年か前に、実は市の職員のことではないのだけれども・・・まず市のほうのことから聞けばいいのか。これをフルタイムということで今やっているけれども、これ今このこのパートとか臨時の職員の採用の仕方というのは、一昔前は例えば年間として11カ月雇用で1カ月休みみたいな、そういうことは今取り入れなくても雇用しているわけか。

総務 課長

村上市の今までいう臨時職員、非常勤職員手当でフルタイムの雇用の方いらっしゃいません。

佐藤 重陽

そうすると、やはり今もその通年雇用、通年の臨時の中で例えば生きているのか。例えば11カ月雇用、通年ずっと使うとしたら、12カ月ではなくて11カ月でやっぱり1カ月休まなければいけないみたいなのは、今も制度的には生きているわけ、では。

総務 課長

職員の労働時間で7.75のところを7.5とか6時間とかいうことでの臨時職員の雇用となっている。

(何事か呼ぶ者あり)

総務 課長

なので、1カ月休むというやり方は現在使っていない。

鈴木 好彦

さきの全員協議会の中でもお話をあったのだけれども、この条例が発効することによる経費の増額はたしか1億2,000万円ほどあったかと思うのだが、これに対する政府の手当て、これについてのその後の変更、あるいは情報というのではないか。

総務 課長

現在のところまだ発表というか公表というか、知らせ、通知等は来ていない。

高田 晃

では、私のほうから何点か質問させていただくが、今総務課長お話し、説明があったとおり、一昨年地公法あるいは自治法改正をされてきた制度だ。さきの全員協議会でも概要について説明受けたので、大体は内容について理解はしているところだが、どうしてもやっぱり腑に落ちないところが何点かあるので、その辺についてちょっと質問させていただくが、今フルタイム職員の会計年度職員は、本市の場合ないということだ。ただ、週当たり38時間に満たない。37.5とか、1日になると15分足らずのいわゆる勤務時間の差で雇用している職員が何種かいるけれども、今福祉あるいは介護支援とか、どのぐらいの種類が今臨時職あるのか。

総務 課長

詳細は、ちょっとまた人事管理室長から補足があれば説明させていただくけれども、基本的に37.5の場合には、専門的な要素でそういう形でお願いしている職員の方もいらっしゃるし、どうしてもということで、一般の事務でもその37.5というところを育児休業に入つて休んでいらっしゃる方、それから病休で休まれることによる補充が必要な方とかで、事務の職場でも37.5は活用させていただいている。ただ、今私ども最終的な決定はしていないが、基本的に特殊な勤務、今高田委員おっしゃったように、介護支援員とか保育士とか、それらを除いた一般事務は、原則9時4時の6時間でやりたいというふうには考えている。ただ、どうしてもというところは、今も現在原則9時4時だけれども、どうしてもということで37.5というものをさせている職場については、担当のほうとは詰めさせていただくが、原則9時4時で、種類ということではちょっと室長のほうから補足させていただく。

人事管理室長

今ほどのご質問の37.5時間勤務されている臨時職員の方だけれども、代表的なもので保育士さんがいらっしゃる。また、そのほかにも事務補助だとか、あと非常勤講

師か、そういった方々がいらっしゃる。

高田 晃 代表的なところで保育士というふうな回答があったけれども、今保育士の臨時が170人ぐらいいるのだが、人数わかる。

総務 課長 済みません、正確な数字持ってこなかった。

高田 晃 150人から70人ぐらいいるのではないかなというふうには思うのだけれども、その中で大体3分の1、50人から60人ぐらいは、いわゆるパートタイムあるいは臨時のパート以外の、その中にも、60人の中にも資格のある人、ない人いるかもしれないけれども、要するにクラスの担任を持っている保育士、いわゆるここでいう37.5時間勤務している人の中でも、保育園でクラス担任をしている有資格者、これは正規職員と何ら業務内容的には変わらない。ただし、やはり1日15分だけ短いというふうな職種の方だ。これらについては、フルタイムに持っていたほうが本来の意味での待遇改善に、あるいは社会保障の整備につながるのではないかというふうに私個人的には思っている。ただ、現場の保育士さんの話を聞いたわけではないので、その辺の点だ。これも、全員協議会で説明したけれども、今現在そういう状況がある、それについてはどんな考えを持っているか。

総務 課長 実際委員のおっしゃるように、それぐらいの人数はあるという中での話であるが、私まだ正式に決定というわけではないが、制度設計の当初から人材確保が困難な職種、それは保育士であり、または介護関係の専門員であるとか、そういう方とか、本当に特殊的な技術を発揮していただく職業の方で、特に人材確保困難な方には、フルタイム制度を導入しなければならないだろうというところは考えておりますが、制度設計開始時は、ちょっとそこまでの整理ができませんので、パートタイムで最初は開始させていただきたいと。では、来年、令和3年度にフルタイムという話になるかどうかについては、今なるかならないか言えないが、市の考え方として、その人材確保が困難な職場には、このフルタイムの運用は有効な手段だろうというふうに人事担当課としては考えている。

高田 晃 今総務課長の話、私も本当に同感なので、ぜひ前向きに、今年度はこれ今回条例上げているので、無理だとしても、できればそういった方向で取り組んでいただきたいと。この話は、前にどこかでしたかもしれないけれども、この制度設計する上で国のいろんな指針あるいは基準、それを参考にしているのは当然だけれども、前に全員協議会での説明資料を見る限り、新潟県とかあるいはその市町村の状況も参考しながらというふうな文言が書かれていた。ちなみに、この制度設計する上で、この近くの、関川村はこんな感じで、胎内市、新発田市あたりの状況なんかは調べたのか。

総務 課長 この制度任用に当たっては、昨年度から県内全域で勉強会、情報交換と制度設計の情報の会議を複数やらせていただいているし、胎内、新発田とは個々に近いこともあるし、関川さんも含めて制度設計の意見交換、情報共有はさせていただいているところである。

高田 晃 ちょっと私の情報間違っているかもしれないけれども、この保育士については、胎内市の勤勉手当の額が本市よりも上回っている、新発田市も上回っているというふうには聞いているのだけれども、その辺勤勉手当の率なんかはどうか。

総務 課長 新発田、胎内は私どもより勤勉手当高いが、ただ格付の賃金、総人件費か、総収入額というのか、それでは差が出ないと。設定の、個人の1時間当たりの単価とか月給の勤勉手当自体に差があるのは事実だ。勤勉手当は支給の対象となる。

- 高田 晃 そうすると、うちでいう1.45、ちょっとこれ間違っていたらあれだけれども、胎内市がうちよりも2.4ぐらい、新発田市が2というふうには聞いている。これ確かな情報でないかもしないけれども、総収入額では、そうすると給与の号給とか、そういうので調整しているということか。
- 総務 課長 私どもの場合、賃金格付についても、今回の条例には規定はないけれども、格付の段階で経験年数で5階級上げるというものとかを上げた際にも、実はその際にもたしか他市ではお手当が出ていた自治体もあったと思う。それらの制度的な中で、今数字として押さえるときに短時間の再任用職員の率、1.45を採用させていただいた。これでスタートするという話であるし、そこら辺で5階級の部分を含めていくと、その階層によって一律にはならないが、大きな差はないというふうな認識はある。
- 高田 晃 職歴加算については、福祉のほうで採用しているのだと思うけれども、一番心配しているのは、これも先回の委員会でちょっと話出したことがあるけれども、七、八年前に保育士不足で本市の臨時も含めてだけれども、なかなか採用もなかつたし、臨時の募集をしてもなかなか雇用に結びつかなかつた。今総務課長言つたそいつた困難な職種だ。よくよく調べていつたら、胎内市の待遇が本市と非常に開きがあつた。それを見て、ある程度待遇改善に向けて保育士、臨時保育士の待遇改善してきたのだが、今度この会計年度任用職員でまたそこで差がついてしまうと、なかなかわゆる採用が難しい職種に拍車をかけて流出してしまつというふうなことをちょっと私心配しているのだが、その辺は総務課長でも副市長でも結構。その辺の心配を私しているのだけれども、いかがなものだろうか。
- 総務 課長 そういう懸念がある。先ほど言ったように人材確保のためにということで、確かに村上のほうやめて新発田とか聖籠のほうに行った保育士がいるという話もお聞きはしているし、保育現場では人材確保に苦慮しているという話も委員のご発言のとおりである。その人材確保については、この会計年度任用職員の中での待遇改善も一つの手法だし、それから民間の力をおりかりする指定管理とか、新たな民間の保育をやりたいという事業に支援する形とか、市の直営で賄う部分と民間のほうに委ねる方法と相見合せた中で、人材確保は進めていかなければならないだろうというふうに思っている。
- 高田 晃 その辺十分他市の状況を調査しながら、そしてまた本来の意味の待遇改善に向けての取り組みをしていただきたいというように思う。もう一つ、ちょっと長くなつてあれだけれども、いわゆるこの件で労使協議というか、事務調整折衝したということだけれども、実際には今の臨時職員の方々との何かそういう意見調整とか、今後そういう説明会が入つているのだろうけれども、その辺の今までの何かやりとりみたいのがあったのか。
- 総務 課長 直接臨時職員の方との意見交換はないが、組合のほうで臨時職員の方からの意見はきちんと聴取しているのではないかと。労使交渉を経て固めた内容で実はご提案をさせていただいているということである。
- 高田 晃 最後になるが、さきの一般質問の中で、この会計年度任用職員のいわゆる人事評価だ。総務課長の答弁の中で、今の人事評価制度よりも簡略化したものに変えていくということを説明していたけれども、具体的にはその内容的にはまだ決まってはいないのだろうか。
- 総務 課長 まだ決まっていないので、決まったら何らかの形で職員のほうには周知していきたい。現在のところは決まっていない。

高田 晃
佐藤 重陽

以上だ。

きょうはいいかなと思っていたのだけれども、逆にちょっと言わせてもらいたいなと思うのが、結局今働き方改革なのだと国が民間にいろいろな意味での協力要請をお願いしている。当然それは、公務員にも関係することなのだけれども、どうも当村上市においても、常に待遇だとか人事に関してというのは、よく市が民間の方々のやり玉に挙げられることがある。待遇がよ過ぎると、民間と違い過ぎると。しかし、大切なのは、逆に言えばそういう村上市であれば村上市が民間の働く環境を改善していく、引っ張っているという部分もあるので、いたし方ないのかなど。要するに民間の方の批判があっても、少しでも近づけていただくような努力をしていただく働きかけをしなければいけないのだろうなというふうに思っているのだ。そういう中で、1つ細かいことではなくて大きな考え方として、今の村上市のやり方はある意味ちょっとそこか。というのは、いかに行財政改革と伴って考えるとちょっと頭の痛いところなのだけれども、ただでさえ村上市に対する働く場所、魅力という若い人たちにとっての条件の中に、働く環境というのは必ず出てくる。でありますながら、村上市が余りにも細か過ぎるのでないか。逆に言えば、できるだけ人は足りない、人は減らさなければ、正職員は減らさなければいけない。だけれども、仕事が間に合わないから臨時職員使わなければいけない、このジレンマもわかる。かといって、余りにも今の時間数だとかの調整の中でフルタイム活用しないで、できるだけ多くの人間で回していくみたいな、でも働く人にとっては全然魅力がないのではないかというふうな気がしてならないのだけれども、その考え方としてその辺のところ何とかならぬものかなと思うのだけれども、どうか。

総務 課長

どうしていいかどうかはまた別といたして、正直言ってみると実際に規制の部分、それから議員のほうが私どもの悩みをご発言になられていただいたとおり、全体的な人件費に占める割合はある一定を保たなければならない。定員適正化のものもある。かといって、ニーズは高まって、新たな分野への対応しなければならない業務もふえている中で、今回のこの会計年度任用職員は、そこにくさびを入れた一つという部分もあるので、先ほど高田委員のおっしゃったフルタイム制度はどこに使えるのかとか、いろんな視点でこの制度を活用しながら人材確保でも行財政改革は進めなければならないので、そこに先ほど言った民間のお力とかをあらゆるところに触手を伸ばすという言い方は変だけれども、アンテナを張りながら地元に残られる形としてどういうのがふさわしいかというのは、これからこれがきっかけになるのかなというふうには、私担当課長としては感じている。

佐藤 重陽

あと、これは課長ではあれだと思うので、副市長考えあつたら私の発言の後に言っていただければありがたいなと思うのだけれども、実は私10年ぐらい前にはかの仕事をお手伝いさせていただいているときに太田市長さんと一緒にになって、いろいろ話し、歓談する機会を得た。そのときに、その太田市の本庁というのは、たしか人口20万から30万弱、二十四、五万か、そんなものだったのではないかと思うのだけれども、それぐらいの人口の市役所の中で、市の職員の規模も、ちょっとそこの数字忘れたけれども、その中で太田市役所というのは、将来的に50人に持っていく、正規職員。正規職員だけで50人にするのだと。いや、したいのだというので、それはどうしてできるかと。市でどうしてもしなければいけない管理というのは、仕事というのは限定されてくるのだと。例えば徴税関係だとかという、かなり企画調整的なものにある程度限定されてくるよと。ほかのものは、全て今言う指定管理

ではなくて、業務委託の中でどんどん民間に市の仕事を切り崩して請け負ってもらうと。その間違いないように、当然見る行政の中の組織も一部機関は設けなければいけないけれども、そういう考え方の中でやっていけば、太田市は50人の正規職員と、あとは民間の皆さん之力をかりて、民間の方に仕事してもらって、お互いがいいようなことでいけるのではないかというふうに考えている。ちょっともっと丁寧な話でいろいろあったのだけれども、大ざっぱに言うとそういう話だったのだ。そういう考え方にしていくと、村上市の仕事も、今保育園や何かを指定管理に出しているけれども、これからもそれが進むのだろうけれども、指定管理というよりは、もっと大胆な考え方で、それは保育園や何かは指定管理でいいのだろうと思うのだけれども、ある部分、ある部分、例えはある意味では言葉とあれだけれども、市民課だとか環境課みたいなのは、大胆にもう村上市から直接の事務を外して業務委託すると。そういう中で、業務委託するのだから、市の事務は事務として変わらないわけだから、業務委託しながら、市の中には臨時なんていうのではなくて正職員、そしてそれにかかわる職員は民間の方々に逆に言えば持つていかれるわけだから、下手にその正規職員だけと、あとは臨時職員をふやすというよりは、臨時職員を減らして正規職員だけにして市の業務を担わせて、そこにどんどん仕事を出していくというのも一つの将来的な考え方ではないかなと思うのだが、いかがか。

副 市 長 今のご提案であるけれども、それも一つの方法としてはあるのではないかなというふうにも思うが、ただ村上市内でこの行政、市役所を一般の企業というふうに例えるとするならば、最大の規模を誇る企業というふうにも言えることができる。本来行政が担わなければならない仕事というのは当然あるわけであって、それは基本中の基本というふうに思う。一方で、民間の方々が担っていただける部分、これは今指定管理制度というふうなことを活用しながらお願いしているわけであるけれども、その民間の方々と行政が行うべきことの境というか、そこをやっぱり一旦改めて整理して考える必要があるのではないかというのが私の基本的な考え方である。いずれにいたしましても、人口が残念ながら減り続けるこの地方自治体の中にあって、お互いにそれぞれが市民の方々とうまく手を取り合いながら、この地方をどう維持、そして発展させていくかということが肝要だというふうに思う。その中で、今働き方改革という、こういう課題も突きつけられているわけであるので、ここはやはり改めて民間と行政のあるべき姿というのをしっかりと見直し、そして議論するということが必要かなというふうに思う。総合戦略の延長の話もあった。当然今後また第2次の総合計画を検討していく時期にも入っていくわけである。そういう議論を通じながら、今ご提案いただいたようなことも含めて、今後進めていければというふうに考える。

小杉 武仁 済みません、いろいろな関係性があって、ちょっともう一回再度確認のためにお伺いするが、経費はどれほど見込んでいるか。

総務 課長 今正職員の関係の組織のほうに着手しているが、マックスだ。今いる非常勤特別職と臨時職員をそのまま会計年度任用職員に移行した場合のマックス数値は、1億2,000万円増になるというふうに考えている。

小杉 武仁 先ほど鈴木委員の答弁で、国からの支援は今のところ返答はないということなのだが、少なからずその情報的なものはないのか、はっきり言って。

総務 課長 何らかの措置はするという情報以上のものがまだ入手できていないというのが現状だ。

小杉 武仁 何らかの手当てはあるということなのだが、こちら側からアクションというのはないのか。

総務 課長 先ほど言った勉強会で、どの市も共通の悩みである。ただ、国も今予算編成の時期に着手しているので、地方財政計画が12月に入ると国が定める。その中に盛り込まれないと措置はできないので、今その地方財政計画の公表をお待ちしている状態だということで、特にアクションは今のところ起こしていない。全国市長会での要望のアクションは起こしているというところである。

高田 晃 最後に、聞き漏らしがあるのだけれども、この制度国のマニュアル見ると、競争原理を入れたような選抜方式をとれというふうなことだけれども、来年の採用はどんなやり方でやるような考え方か。

総務 課長 こういう移行の内容は臨時職、今の現在いらっしゃる対象の職員の方に説明させていただくし、1月15日号の市報で公募の記事を載せたいというふうに考えている。

高田 晃 いや、選抜方式なので、面接するのか試験やるのか。

総務 課長 面接を考えている。

[委員外議員]

本間 善和 ちょっと総務課長のほうにお尋ねしたいのだけれども、この特別職の非常勤職から異動する臨時職員と新しい格好でお聞きするのだけれども、交通指導員が多分外れてくると思うのだ。今度パートに入ってくると思うのだけれども、その職員の今までだと交通指導員というのは月幾ら、1回幾らという格好でいただいたと思うのだけれども、今度パートになったときにどういう賃金になるのか。

総務 課長 パート職員にはならない予定だ。業務委託になるのか、ちょっと市民課、担当課と交通安全指導隊のほう等含めて現在調整中であるので、決まつたら何らかの形で申し上げる。会計年度任用職員に移行するのは専門指導員、本庁の。専門指導員の方だけが会計年度任用職員に移って、今本間委員おっしゃった現場のほうでご活躍いただいている交通指導員については、移行しないで別な形になるということで今現在市民課で調整中である。

本間 善和 その点についてはわかった。もう一点お願いしたいのだけれども、給料等を通常の職員と同じような格好での考え方、はっきり言えば当初は違うけれども、通常正職員、通常の役場の職員であれば、公務上の秘密とか云々とかいろんな服務規程がかかってくるわけだけれども、この給料等ははっきり言えば職員と同じ組み方で考える。服務というか、そういうものの縛りというものは、特に副業を持つとか云々、例えばパートになれば、この会計年度任用職員になれば副業、正職員ならば無理なのだけれども、この人たちもそういうところにも制限かかるのか、そういうたった服務規程についてちょっと複合的に現在考えていること。

総務 課長 会計年度任用職員自体は、服務の規定はかかる。懲戒処分の対象になる。当然のように、服務の宣誓とかいろんな決定がなるのだけれども、ただし国基準でパートタイムの会計年度任用職員については、パートタイムだ。営利企業への従事等の制限が実は対象外と、制限がないという指針になっている。でも、職専面とかある。信用失墜の行為とかの・・・

本間 善和 課長、もう一度、ちょっと。

総務 課長 職務専念とか、それから信用失墜行為は禁止するよという規定は職員ある。信用失墜してはいけないと。それらの各関係する、それは確保したいので、営利外企業に、

義務ではないのだが、勤めるという職員については、今お願いしている業務に支障のない限り届け出はいただくということをしている。その理由の一つとしては、週の労働時間の規制がどうしてもあるので、営利企業のほうでの従事を認めた場合の勤務時間と役所での勤務時間は法定時間を超えてはならないという規定があって、その辺はしっかりチェックしていきたいというふうに思っている。勤務服務及び懲戒は基本的には同じだ。

本間 善和

稻葉久美子

基本的には同じ。わかった。

済みません、職員が心配しているのは、今2年契約で入ってくる学童の保母さんたちいらっしゃるよね。あの方たちが1年単位でないのかというようなことを心配している。あと、やはり勤務時間はもちろんそうなのだけれども、2年であればある程度2年近くは安心して仕事していられるのだけれども、本当に1年となるとまるっと1年よりも手前から就職活動しなければならないという部分があるのでというようなことをすごく心配しているが、そこら辺どうなのだろう。

総務 課長

稻葉議員から2年というお話だ。今は2年だが、基本的に会計年度任用職員は単年度と。会計年度と名前にあるように、会計年度ごとに任用しろと。だけれども、再任用は妨げないので、実情。例えば著しく公務でこの方はみたいになればまた別な話だが、きちんと業務にやっていただける方の再任は妨げないというのが条件があるので、さほど影響はないかと。安心感という意味ではあるかもしれないけれども、今と現状的にはさほど変わりないかなというふうに思う。2年という雇用契約でも、ちょっとという方は当然来年は頼まれないというところもあり得る話であるので、单年度、单年度で人事評価をさせていただくということになろうかと思う。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第136号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程 第 2 議第137号 村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（選管・監査事務局長 佐藤直人君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

選管・監査事務局長 次に、議第137号は、村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例制定についてであるが、本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行を受け、その基準を参照するとともに、県内他市の状況を勘案したところ、選挙運動用ポスターの作成の公営及び選挙運動用自動車の使用についての公費負担限度額について改定をお願いするものである。公費負担の限度額改定の内容であるが、1つ目のポスターの作成に関しては、作成枚数が500枚以下である場合の算出単価を510円48銭から525円6銭に改め、作成枚数が500枚を超える場合は、算出のための単価を26円73銭から27円50銭に改めるというものである。この改定を前回の平成28年4月の市議会議員一般選挙で試算した場合、平均作成枚数が約400枚であったので、400枚で試算いたすと、候補者1人当たりのポスターの作成の公費負担限度額が5,460円増額となる。この金額が一般的には候補者の負担が軽減する金額となる改定内容である。ただし、上限額な

ので、印刷業者と結んだ契約単価が安い場合にはこの金額以下となる。2つ目として、選挙運動用自動車の借り入れ単価と燃料費である。自動車の借り入れ単価については、1日当たりの自動車の借り入れの限度額を1万5,300円から1万5,800円、500円増額ということだ。7日間の限度日数があるので、3,500円増、10万7,100円から11万600円が限度額とする改定内容だ。次に、燃料費については、1日当たり7,350円から7,560円、210円増額ということである。それで、限度日数が7日間であるので、1,470円、5万1,450円から5万2,920円の限度額とする改定内容である。以上、よろしくご審議をお願いいたす。

(質 疑)

鈴木 好彦 今回のこの一連の金額の改定の背景というのは何かあるか。

選管・監査事務局長 今ほど申し上げた公職選挙法の施行令の一部を改正する政令の施行を受けて、他市の状況も参考にさせていただいたわけだけれども、この村上市が他市と比較してもかなり、ほとんどの市が改正をしていて、村上市が改正をほとんどしていないということもあって、選挙管理委員会としてもこのように改定をお願いしたいということである。

鈴木 好彦 そうすると、他市との横並びということで、市場の動きというのは余り考慮されていないということだろうか。

選管・監査事務局長 現在の限度額は、消費税が5%の時代のものになっているので、今回10%になっているわけだけれども、この件を加味した改正はまだ今後ということになる。そういう点もあわせて、改正お願いしたいということである。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第137号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程 第 3 議第138号 村上市監査委員条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（選管・監査事務局長 佐藤直人君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

選管・監査事務局長 議第138号は、村上市監査委員条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、条例で引用している箇所の条項ずれが生じることから、所要の改定をお願いするものである。地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年4月1日から地方自治法第243条の2第3項が第243条の2の2第3項になり、同法第243条の2第8項が第243条の2の2第8項に繰り下がるため、条例で引用している箇所の条項ずれが生じることから改定をお願いするものである。以上、よろしくご審議をお願いいたす。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第138号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第139号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 竹内和広君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

総務課長 議第139号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定についてである。本案については、令和2年4月から公営企業会計となる下水道事業と水道事業の連携を強化し、事業を円滑に運営するため、現行の水道局と下水道課を上下水道課として1つの課に統合するものであり、下水道課を上下水道課に改める条例改正である。以上である。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第139号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5 議第140号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 竹内和広君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

総務課長 議第140号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。議第136号でご審議いただいた会計年度任用職員制度の運用開始に伴い、非常勤特別職でなくなる職名について別表から除いたほか、選挙管理委員会関係の報酬額について、国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の施行に合わせ改正するものである。以上である。

(質疑)

高田 晃 ちょっと確認だけれども、区の嘱託員は区長さんだけれども、これはどんなふうなあれにしていくのか。

総務課長 総務課参事のほうで答弁させていただく。

総務課参事 お答えいたします。市の嘱託員、区長さんになるが、こちらの皆さんについては、現在非常勤職員として任用されているが、要件が厳格化された。この関係で、あくまで4月からについては私人として今までの嘱託員の業務をお願いさせていただくと。また、会計年度任用職員への任用はない。ただ、今まで嘱託員としてお願いしている業務については、あくまで今後同様の業務を区長さんほうに直接お願いしていくというような形になる。

高田 晃 そうすると、私人ということは一般市民と同様で、何の縛りもなくなるということか。例えば政治活動とか、そういう部分もオーケーということなのだね。
総務課参事 そのようになる。

[委員外議員]
(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第140号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第6 議第141号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 竹内和広君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

総務課長 議第141号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。新潟県人事委員会の給与勧告に準じまして、給料表の引き上げを行うものである。引き上げ率は0.08%で、平成31年4月1日に遡及するものである。もう一つの改正点については、成年被後見人等の権利の権限に係る措置の適正化等を図るための法律改正があった。それらの関係で、期末手当を支給する際にその制限を改正する必要があるので、あわせて所要の改正を行うものである。以上である。

(質疑)
(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]
(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第141号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（鈴木いせ子君）暫時休憩を宣する。
(午前10時55分)

委員長（鈴木いせ子君）再開を宣する。
(午前11時08分)

日程第7 議第142号 村上市新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院移転新築支援基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（企画財政課長 東海林豊君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

企画財政課長 議第142号であるが、村上市新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院移転新築支援基金条例の一部を改正する条例制定である。村上総合病院の移転新築に対する支援については、昨年度から3年間で支援することとしているが、本年度の支援として交付する補助金11億7,500万円の財源といたして、国のほうへ優良債である過疎債

を要望してまいったが、そのうち10億9,910万円の同意をいただいたところである。これによって、本年度分の起債の充当が7,590万円と来年度交付予定の8億7,500万円の合計となる9億5,090万円を除いて、本基金の活用の見込みがないということであるので、今回限度額を改正するものである。なお、この改正によって、現在保有している基金20億円との差、10億4,910万円については、本定例会に提案の議第159号の一般会計補正予算（第8号）によって一般会計に繰り入れて、そのまま財政調整基金へ7割、減債基金のほうへ3割を積み立てするものである。以上である。

（質 疑）

板垣 一徳

実は、過疎債を使うということは極めていいことなのだが、去年はスケートパーク、そして今度は病院だ。こういう大型事業に過疎債を使っていった場合、今後の市のいわゆる事業に過疎債は、過疎債を適用させていくよね。国のはうでの支障はないものか。

企画財政課長

国のはうでも、過疎債の当然枠があるので、その枠の中で、今回も村上総合病院についても、先ほど11億7,500万円全てを要望したところで、その9割強あったとおりであるので、同意をいただいたというか、全額は来ていないので、その中で事業を選択しながらということでやっていくということになろうかと思う。

板垣 一徳

この前村上市にも、過疎の過疎債を全国で調査をして、谷公一先生が委員長で中谷先生が来て、スケートパークを見学したり、高根地域を調査をしてまいった。過疎債は議員立法だから、当然協議するというような権限でいたが、私ただ1つ心配するのは、確かに今9億円の過疎債使うと、70%返ってくるわけだ。これは、市の財政には大きな支援になるよね。ただ、今後これから事業を、あなた方が今総合計画の中で事業を計画している本当の従来の目的である過疎債を、9億円もらってからちょっと外れているような使い方を、国が認めてもらっているのだから大変ありがたい話なのだが、実はこのまえ谷委員長が私が東京行ったときにいや、板垣会長、あなたのところの市長というのは頭いいのかどうわからぬけれども、スケートパークを過疎債でつくるなんていうのは日本にないよな、こういう言い方実はされた。それで、今質問したわけなのだが、支障なければいいのだけれども、例えば山北の事業、本来であれば朝日の事業しか使えなかったのだ、この過疎債というのは。合併したから使えるようになった。だから、そういう地域で過疎債事業をやるのに、支障があると大変困るわけだ。だから、そのことをお聞きしたわけなので、影響ないということであれば、恐らく村上市は今過疎債これだけ使っているから、限度額というのは必ずあるものだから、その限度額というのは村上市には、あなた方にはわからない。

企画財政課長

その年、年の限度額というのは設定はされていない。どんなふうに配分されるかというのは、国の最終的な考え方ということで、昨年は逆に昨年が特殊だったのかもしれないが、要望した額全てを配分していただいたということだ。ちょっとはつきりした数字あれなのだけれども、たしか県内に配分される4分の1ぐらいが村上市に配分された実績があるので、私どもは過疎債があるからということでなくて、事業をどのような選択肢でやっていくかという中で、少しでも有利な財源として今過疎債を活用していくという考え方である。

佐藤 重陽

企画財政課長の言うこと、非常にもつともなような最後聞こえるのだけれども、結果的にはやっぱり板垣委員が心配するように、本来何とかしたいけれども、できな

い、市でやるべき事業でできることというのはたくさんあると思うのだ。ところが、言うようにスケートパークだ、今の病院の基金だという今まで逆に言えば過疎債を導入することによって、逆にもう村上市としては制限されるわけだから、当然。これ以上使えないということになると、その取り組めない事業というのが全然ないということはないと思うのだ。過疎債があれば、こういうこともできるけれども、でも今言うように病院の問題だって全額希望どおり出せるわけではないということで使われるわけだし、心配、もっと言うならば、その結局基金としてためておいて、そこに充当しなくともいいお金、ほかに使えるからいいではないかと。それが新しい事業だとか、そういう事業継続のために使えるのだったらいいけれども、何となく一般財源と返済の中に入ってしまう。埋まってしまうわけだ。そうすると、果たしてどうなのだろうと。結局は、まとまったものを病院の基金のほうに充てて、その使わなくてもよくなった基金は、要するに20億円ためた中の8億円、9億円の基金をこういう事業に使おうではないかという目標があればいいけれども、何か単に借りやすいもの、使いやすいもの、使えるものに目いっぱい使っていこうみたいな。板垣委員言われたように、旧村上のときも、実は過疎債は金額は小さいけれども、あったのだ。やっぱり過疎債として使われる。なかつたか。

(「使えない」と呼ぶ者あり)

鈴木委員長

ない。

佐藤 重陽

辺地債、辺地債として使ったのなかつたか。

鈴木委員長

ない。

佐藤 重陽

いや、そうすれば私の記憶違いだけれども、そういうふうにやはり本来の目的というのはどこかということ難しい問題だけれども、スケートパークや今の問題、病院の問題が関係していないということは確かにないのだろうと思うけれども、でも村上市として抱える過疎の問題から発生するような事業、取り組まなければいけない事業に使えるものが削られているという、そういう考えてならないのだけれども、いかがか。

企画財政課長

今回の基金を積みかえた趣旨というのは、確かに委員おっしゃるところもあるのだが、もともとのこの村上総合病院の基金というのは、財政調整基金からこのための支援をしていく準備として20億円を財政調整基金からこのとおり積みかえて今回の基金を設置したということで対応してまいった。その中で、時間経過をする中で過疎債が本事業に使えるということで、より有利なものを私どもは選択して過疎債を今回は上げさせていただいたということが1点ある。あと、事業については、市の全体の中での先ほどと同じになるのだが、事業を選択しながら、それがたまたま財源として過疎債になる場合がある。過疎債で上げられない事業については、また別の起債なり活用しながら実施をしていくという考えである。

[委員外議員]

本間 善和

課長、過疎債使う場合は、過疎計画というのを出していると思うのだけれども、この今回の場合はこれは入っていたのか。

企画財政課長

もちろん入っている。

本間 善和

入っていた。わかった。

渡辺 昌

ここで出た分を財政調整基金に入れると、財政調整基金の残高は幾らになるのか教えていただきたい。

企画財政課長 これ、あくまでも現在高ということでご理解いただきたいと思うのだが、現在財政調整基金が決算のときから動かしていないので、16億9,551万5,952円である。そこに、今回7億3,437万円プラスされるので、24億2,988万5,252円と、現在高はそんなことになる。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第142号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第8 議第143号 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 竹内和広君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

総務課長 議第143号は、村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。災害弔慰金の支給等に関する法律及び同施行令が一部改正された。償還金の支払い猶予及び償還免除の規定が政令から法律に規定された。また、それらを判断するために、必要なときに貸付金を受けた者もしくは保証人の収入等、下の状況を報告等ができる。その報告等の規定が新たに追加されたため、引用部分の整理を行うものである。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第143号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第9 議第160号 令和元年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長（総務課長 竹内和広君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

総務課長 議第160号は、令和元年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）である。歳入歳出予算の総額にそれぞれ980万円を追加し、予算の総額を5億2,310万円というものである。おめくりいただいて、議案書の事項別明細のほうで説明をさせていただく。7P、8Pをお開きください。歳入である。4款繰越金について、前年度繰越金980万円を追加補正をするものである。おめくりいただいて、9P、10Pが歳出である。まず、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のほうで、情報通信事業職員人件費、3人の職員の異動及び人事院勧告等に係る調整を行ったものである。1款1項2目の施設管理費であるが、説明欄1、山北地区施設維持管理経費については幹線光ケーブル、各家庭への引き込み線、センター設備の修繕等、今後支出が見込まれる290万円の追加補正をお願いするものである。また、2番の朝日地区施設維持管理経費についても幹線光ケーブル、各家庭への引き込み線、センター設備の修繕関係のほかに老朽化の、冬期間の不時修繕が出てくるほかに、どうし

てもほかに古くなっていて、機械の部品関係の修繕が見込まれるため、550万円の追加補正をお願いするものである。3款予備費については総額の調整である。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

渡辺 昌 情報端末は今朝日、山北地区、さきに形が変わって、受話器つきのやつ使ったのだけれども、今現在みんな情報端末引いているところは、同じ形態の端末を使かっているのだろうか。

総務 課長 情報化推進室長のほうで答弁いたす。

情報化推進室長 同じ端末を使用している。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第160号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（鈴木いせ子君）閉会を宣する。

(午前11時26分)